現行計画（総合交通政策）との比較

参考資料5

旧 千葉市総合交通政策（H24策定）	新 千葉市地域公共交通計画
市独自の計画	法定計画（立地適正化計画との連携、交通事業者等関係者との協力体制、国費の活用等）
計画期間：10年（施策は3年ごとの短期的な計画を策定）	計画期間：5年
交通モード：公共交通	交通モード：公共交通（＋地域の多様な輸送資源）
基本方針 都市の魅力向上や活性化に資する交通政策 ⇒行政が中心となった従来の枠組み	基本理念 利用者目線の乗りたくなる公共交通環境づくり ⇒市民、交通事業者、行政による地域公共交通環境整備
①誰もが使いやすい公共交通 ⇒骨格的ネットワークの整備（輸送力の向上） ⇒地域の要請に基づいた支援（地域参画型コミュニティバス等） ②誰もが安全に安心して利用できる公共交通 ⇒高齢者や障害者等にも配慮した環境整備 ③環境に配慮した公共交通 ⇒マイカー依存による大気汚染を懸念 ④財政状況を考慮した事業の選択と集中 ⇒脱・財政危機宣言	基本方針 ①身近に感じ、安全・安心で、持続可能な交通サービスの実現 ⇒市全体の公共交通の好循環を構築、公共交通に関する市民意識の醸成、利用しやすい環境整備及びコロナ禍におけるニューノーマルへの対応 ②都市の魅力向上に資する交通サービスの実現 ⇒都心部における交通モードの連携及び結節の強化 ③地域の暮らしを支える交通サービスの実現 ⇒公共交通不便地域を設定し、地域特性や利用者ニーズを捉えた施策投入
施策の実施主体は、行政のみ	施策の実施主体は、利用者、交通事業者、行政
アウトプット指標のみ	アウトカム指標を積極的に採用